

和歌山県家具等固定施工事業者登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家具等を固定する工事（以下「工事」という。）を誠実かつ良心的に施工する事業者を県に登録し、その情報を提供することにより、防災・減災意識の高揚を図るため、県民が安心して当該事業に基づく工事を実施できる環境を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「家具等」とは、タンス、本棚、食器棚、冷蔵庫その他の器具による固定が可能なものをいう。

(登録事業者の要件等)

第3条 知事から登録を受けて、工事を施工することができる者（以下「登録事業者」という。）は、和歌山県内に主たる事業所を有する個人又は法人で、過去5年以内の家具固定の施工実績を有する者又は同等の施工を行っていると認められる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は登録を受けることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 第9条第1項第3号から第5号までの規定により登録の取消しを受けた者で、当該取消しを受けてから1年を経過していない者
- (3) 県の施策である「出張！減災教室」の受託事業者
- (4) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成21年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者
- (5) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者
- (6) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下、この条において「暴力団員等」という。）であると認められる者
- (7) 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- (8) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
- (9) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (10) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者
- (11) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てが

なされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされている者

(13) 県税、消費税及び地方消費税に未納がある者

3 知事は、前2項に関して、関係機関等に必要な照会等を行うことができるものとする。

(登録の申請等)

第4条 登録事業者として登録を受けようとする者は、和歌山県家具等固定施工事業者登録申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 前条第1項の要件を満たす者であることが確認できる契約書の写し又は履行証明書（別記第2号様式）。

(2) 役員名簿（法人の場合に限る。）（別記第3号様式）

(3) 法人登記事項証明書又は住民票

(4) 県税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格者又は和歌山県建設工事入札参加資格を有する者は、前項第3号から第4号までに規定する書類の提出を省略することができる。

3 知事は、第1項の申請書を受理したときは、当該申請書の内容について審査し、適当と認めるときは、和歌山県家具等固定施工事業者登録承認通知書（別記第4号様式）を当該申請者に通知するとともに、和歌山県家具等固定工事登録事業者名簿（別記第5号様式）に登録するものとする。

4 知事は、前項の登録事業者名簿（別記第5号様式）を県のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は1年とし、当該期間の起算日は前条第3項の規定による登録が行われた年度の4月1日とする。

(登録の更新)

第6条 登録事業者は、登録の有効期間内に当該登録の更新を受けなければ、登録が行われた年度の翌年度の効力を失うものとする。

2 登録の更新を受けようとする登録事業者は、当該登録の有効期間が終了する年度の3月10日までに、和歌山県家具等固定施工事業者登録更新申請書（別記第6号様式）を提出しなければならない。

3 第4条第3項及び第4項の規定は、登録の更新について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により登録事業者名簿に登録されたときは、登録の有効期間は1年延長されるものとする。

(登録事項の変更)

第7条 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに和歌山県家具等固定施工事業者登録事項変更届（別記第7号様式）に知事が必要と認める書類を添えて知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは名称又は法人にあっては、その代表者名が変更となったとき。
- (2) 住所若しくは所在地又は連絡先が変更となったとき。
- (3) 工事実施可能地域を変更するとき。
- (4) 事業者概要を変更するとき。
- (5) 標準的な工事に要する費用の金額を変更するとき。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、登録事業者名簿の内容（当該届出に係る部分に限る。）を変更するものとする。

(登録の辞退)

第8条 登録事業者は、その登録を辞退しようとするときは、速やかに和歌山県家具等固定施工事業者登録辞退届（別記第8号様式）を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、登録事業者名簿から当該登録事業者を削除するものとする。

3 知事は、前項の規定により登録を削除した場合は、県のホームページへの掲載についても削除するものとする。

(登録の取消し)

第9条 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項に掲げる要件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 第3条第2項各号に掲げる者となったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段による登録が判明したとき。
- (4) 第11条に掲げる責務及び遵守事項に反したとき。
- (5) 県民に不利益を与える等の不当行為その他の登録事業者として不適当と認められる事由が判明したとき。

2 知事は、前項第3号から第5号までの規定により登録を取り消したときは、和歌山県家具等固定施工事業者登録取消通知書（別記第9号様式）により当該取消しを受けた登録事業者に通知するとともに、その旨を県のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(費用負担)

第10条 登録事業者が行う工事に要する費用は、当該工事の依頼者が負担するものとする。

(登録事業者の責務)

第11条 登録事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事の施工に関し、誠実かつ良心的に行うこと。
- (2) この要綱その他関係法規を遵守すること。
- (3) 工事の施工の全部又は一部を第三者（法人にあってはその構成員を除く。）に請け負わせないこと。
- (4) 工事の施工上知り得た個人情報、調査資料等を他に漏らさないこと。
- (5) 工事の施工前にその内容及び金額を依頼者に十分説明の上、指定器具及び工賃等（交通費を除く。）について依頼者との間で工事請負契約書（別記第10号様式）により契約を締結すること。
- (6) 工事の施工後は、依頼者から施工確認を得ること。
- (7) 工事に係る費用の受領は、工事の施工後に行うこと。
- (8) 工事の施工後、速やかに和歌山県家具等固定施工実績報告書（別記第11号様式）を提出すること。
- (9) 施行にかかる事故・苦情・トラブル等は、誠意をもって依頼者との間で解決を図ること。

（損害賠償）

第12条 登録事業者が行った工事において生じた損害又は第三者に与えた損害について、県は損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第13条 県は、この要綱に基づき登録された事業者に家具固定施工の発注を保証するものではない。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、和歌山県家具等固定施工事業者登録制度の運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 8月 5日から施行する。

この要綱は、令和3年 3月 1日から施行する。